

第十九回国会 文部委員会 議 録 第十七号

昭和二十九年三月十五日(月曜日)

午後二時三十八分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事相川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 峻君 理事町村 金五君

理事野原 覺君 理事松平 忠久君

伊藤 郷一君 岸田 正記君

熊谷 憲一君 坂田 道太君

原田 憲君 山中 貞則君

高津 正道君 田中 久雄君

山崎 始男君 辻原 弘市君

前田榮之助君 小林 進君

出席國務大臣 小林 信一君

出席政府委員 大達 茂雄君

文部大臣 福井 勇君

文部政務次官 内藤三郎君

文部事務官(大臣官房會計課長) 緒方 信一君

文部事務官(初等中等教育局長) 稲田 清助君

文部事務官(大文学術局長) 寺中 作雄君

文部事務官(社会教育局長) 小林 行雄君

文部事務官(調査局長) 近藤 直人君

文部事務官(管理局長) 石井 昂君

委員外の出席者 専門員 横田重左衛門君

三月十三日

委員小林進君及び三鍋義三君辭任につき、その補欠として大西正道君及

び山崎始男君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日

委員大西正道君辭任につき、その補欠として小林進君が議長の指名で委員に選任された。

三月十二日

公立学校施設費国庫補助に関する請願(杉村冲治郎君紹介)(第三三四九号)

同(荒船清十郎君紹介)(第三四五六号)

学校給食法制定等に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第三三五〇号)

老朽危険校舎改築費等国庫補助に関する請願(今井耕君紹介)(第三三九八号)

学校人事の取扱に関する請願外九件(櫻井孝夫君紹介)(第三四五五号)

在日朝鮮人に対する学校教育保障に関する請願(高津正道君紹介)(第三四五七号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十三日

地方教育制度改革に関する陳情書(長野県議会議長下平明四)(第一七二〇号)

町村教育委員会の廃止に関する陳情書外八件(茨城県久慈郡町村議会議長長多賀野三男外百四十五名)(第一七二二一號)

同(滋賀県野洲郡中洲村長岩井五良右衛門外一名)(第一七二二二號)

同(福岡県築上郡八屋町長浦野浩外一名)(第一七二三三號)

市町村教育委員会の廃止等に関する陳情書(東海北陸七県議會議長会愛知県議會議長池田駒平)(第一七二四四号)

学校給食法制定促進並びに栄養教諭設置等に関する陳情書(東京都墨田区寺島町一丁目十五番地諸星八徳)(第一七二九号)

公立学校施設の整備に関する陳情書(埼玉県議會議長染谷清四郎)(第一七三〇号)

大東第二中学校校舎増築に関する陳情書(大阪府中河内郡枚岡町長吉岡市次郎外三名)(第一七三二二號)

史蹟王塚古墳壁画模写費国庫補助に関する陳情書(福岡県嘉穂郡桂川町長吉田繁)(第一七三三二號)

沖繩よりの日本公費留学生五十名維持に関する陳情書(沖繩校長協會長阿波根直成)(第一七三三三號)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に関する件

義務教育諸学校における教育の政治的中の確保に関する法律案(内閣提出第四〇号)

教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)

〇辻委員長 これより開會いたします。

過日當委員會において日本教職員組合中央執行委員長に対して、公文書で資料の提出を申し入れましたが、その

返答が参りましたので、この際その文書をお伝えいたします。

昭和二十九年三月十三日

日本教職員組合 小林 武

中央執行委員長

衆議院文部委員長辻寛一殿

三月一日附資料提出方依頼についての回答に関する件

首題の件につき、本組合中央執行委員會の決定により左記回答致します。

一、労働組合である本組合に対し、その運動方針、予算其の他の資料提出を要請された異例の御希望に副うたためには直接本組合関係者が貴委員會に臨み、陳述することが最適切であると推察致します。

よつて、本組合は代表者又は担当責任者が参考人として直接委員會にのぞみ、資料提出を要請された案件につき詳細説明することを希望致します。

二、尙直接委員會にのぞんで説明致す際、説明参考資料として御要請の文書を出す用意があることを附言致します。

右文書をもつて回答を得たく茲にお願ひ申し上げます。

以上

ただいま読み上げました文書中「委員會にのぞみ、資料提出を要請された案件につき詳細説明することを希望致します。」と返答して参つておりますが、先刻の理事会においてはその必要なしと協議がきまりましたので、あわせて御報告いたしておきます。

〇辻委員長 なお先刻の理事会で労働委員會より申入れがありました二法案、すなわち義務教育諸学校における教育の政治的中の確保に関する法律案、教育公務員特例法の一部を改正する法律案に対する連合審査會の申し入れに対し、理事会におきましては来る十七日水曜日午後三時に開くことに協議決定いたしましたので、この際理事会の決定通り委員會において決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇辻委員長 御異議なしと認め、連合審査會を開くことに決定いたしました。

〇山崎(始)委員 三月十日の午前十時から山口県の教育庁におきまして、午前十時から午後十二時半ごろまで各階層の方に集まつていただきまして、いろいろ山口日記の件に関する話を聞いたわけでございます。その日の午後四時半から岩国へ参りまして、岩国において午後七時半まで同じような形式において地元先生の御意見をいろいろ拝聴したのであります。大体この二箇所集まりました人員は、県の教育委員會並びに教育庁の事務局の方々、市の教育委員會並びに事務局の方々、その他小学校の校長、中学校の校長、県の教員組合の方たち、市の教員組合の方たち、その他PTAの代表

を持て私は帰つたのでございます。しかし教育長が文書によるいかなる返答をよこすか知りませんが、この点私には心に非常に暗い影を残しながら帰つて来ました。かいつまんで限られた時間で申し上げましたが、大体以上のような調査でございました。

ます。近々斯に質問を請します。小林進君。

○小林進委員 大臣に対する質問に先だちまして、委員長に一言お願いを申し上げたいのでありますが、実は、本文部委員会が開かれて以来、われわれは相当の資料を文部当局に要求しましたのであります。私が質問したうちでも、二月二十七日に、例の映写機の問題について、アメリカ当局との条約の原文の写しをひとつ当委員会に御配付願いたい。それによつてさらにわれわれの新たな質問を開始したいというふうな申し出をいたしておるのでありますが、今日なお依然としてその原文の写しが配付されていないので

あります。なお同僚諸君の質問にも、たしかまだ資料の提出の要求があつたと思ひます。その点はひとつ委員長においてしかるべく文部当局に御督促になつて、われ／＼の審議に支障ならんよう御努力願ひたいと思うのであります。

なおあわせてお願いを申し上げたいことは、これははなはだ執拗な言い方で、委員長もあるいはそこまでと

考えになるかもしれませんが、しかし

何と言つてもこの重大なる法案の審議の基本になるものが、いわゆる日教組の偏向教育であります。それから日教組内部における共産党の活動であります。こういう資料の要求は、一応は委員長長の口を通じて国警長官が断られた。いわゆる府県別に詳しくその資料を出すことが、現段階においては非常に困難であるというようなことを委員長も了承されたようでありまして、それから偏向教育の事例について、文部当局の資料はおそらくわが国会開議以来見ないような非常なずさんな資料であるということについては、いまだ委員長長の意思発表がないのであります。私も委員長の承から承つておりませんが、委員長は自由党所属の代議士ではあります、しかし一方には当文部委員会の委員長として超党派の国会の権威を保持して行くという重大な責務もあるものでありますから、その超党派的な委員長としての責務を十分お考えくださいます、わが国会の審議に支障なからんように、委員長独自の権限においても、願わくばそういう資料の提出もいま一応国警長官なり文部当局に進言督促あらんことを私は希望してやまないのであります。委員長の御返答をお伺いしたいと思うのであります。

○辻委員長 お答えをいたします。委員長長を通じて資料の提出方を要求するようになり、その資料の要求につきましては、その都度／＼当局に申し出ておりますが、いまだに提出のないようなものがありますれば、一応よく事情を調べて、さらに督促をいたしたいと思ひます。最大限の努力を誓ひます。

ます。

○小林(進)委員 次にいま一つ委員長にお願ひを申し上げておきたいことは、私も実は社会党所属の代議士でございますので、この法案の審議には政党内閣を明らかにして、何か反対のための反対でもやるのではないかと、うかもしませんが、誤解がつきまとうかもしませんが、私自身の本心は、そうしたけちな気持ちではないのであります。今まさに終戦後今日まで築き上げて来たわが日本の民主政治、学問の自由と平和維持に対するわれわれのたゆまざるどころの欲求が今遮断せられるのではないかと、こゝろ／＼の国家的な観点に立つて、おの／＼立場が違ふから、もちろん文部大臣もそうした国家的見地に立つておられると信じているが、私自身もまたそう信じてもらなければならぬ、そういう立場から、私は私なりの能力で大いに質問の準備をしたり、あらゆる研究を続けて来たのであります。幸い私の質問の時間には制限が与えられておりませんから、私は自由に質問をさせていただきます。私は自由にするが、ただしこの質問が本日一日をもつて終るという見通しが私はつかない。それほどこれは重要な法案であるがゆゑに、それほど私は心血を注いで勉強をして来た、研究をして来た。従つて願わくは、いつも予算委員会や他の委員会においても、重要な法案の審議が行われるときには、私が申し上げるまでもなく、賢明な委員長の御承知の通り、まず総括質問をやつて、それから各論へ入つて逐条質問をやつて、最後はまた結論に至つて、初めてその委員会の審議を終了する

○辻委員長 お答えをいたします。委員長長を通じて資料の提出方を要求するようになり、その資料の要求につきましては、その都度／＼当局に申し出ておりますが、いまだに提出のないようなものがありますれば、一応よく事情を調べて、さらに督促をいたしたいと思ひます。最大限の努力を誓ひます。

とというのが、国会の最も懇切丁寧な

○小林(進)委員 それではまず総括質問をお許し願ひ、逐次各論へ行くという了承を得たものと判断いたしました。第一番に文部大臣にお伺いをしたいのであります。教育公務員特例法の一部を改正する法律案、この法案に盛り込まれる政治活動の禁止であります。この法律をお出しになる前提として、一体文部大臣は教育の基本はど

○辻委員長 きわめて重要な法案でございますので、お互に議員各位のご意見を十分の審議を尽くさなければならぬことは申し上げるまでもございません。従ひまして、委員各位の言論は十分に尊重したいと存じております。従ひまして、その議事の運営等につきましては、これは理事会におきまして、議事の運営の円満を期する上におきまして、御相談を申し上げてやつて参りたいと思つておる次第でございます。

こにあるとお考えになつてゐるのか、

○大達国務大臣 戦後のわが国の教育の基本は、教育基本法に明確に規定してあるものであります。この法律案はこの内容に何らの制限を加えるものではないと見做す。その点は法文をござらぬ限りは明らかであります。

○小林(進)委員 文部大臣は今教育基本法を何も制限するものじやないとおつしやるのでありますけれども、この法律案を審議する同じ国会議員のわれわれの立場からは、憲法にしかれてゐる教育の自由、あるいは教育基本法にしかれてゐる基本精神を蹂躪せられ

るものと解釈してゐる。大臣はこれを

○大達国務大臣 ただいま申し上げました通り、この法律は何らわが国の教育の基本に改訂を加えるものではないと見做す。あなたがそういうふうにお考えになれば、これは見解の相違があると思いますが、どの点が制限を——あらためてです、教育の基本に制限を加えておるか、その点を指摘しなされなければ御返答ができません。

○大達国務大臣 「良識ある公民たるに必要な政治的教養」これはお言葉の通り、一番大切なことであります。この良識というものをそなたで、そうして片寄つた教育を防ぎたい、こういうことがこの法律案のねらいであると

ころであります。従つて八条の第一項にある政治教育の趣旨をはつきりさせたい、こういう趣旨であります。

○小林(進)委員 一昨日のこの公聴会における公述人の多数の主張でも、あるいは世論一般といたしまして、こういう法律を施行することによつて、いわば公民たるに必要な政治常識はとうてい付与せられないというのが世論であります。この世論を否定いたしまして、そうでない、むしろつばな政治教育ができるのであるという大臣の確信があるならば、この世論に対して、教養ができるという具体的な話をいまして少しく親切に答弁をしていただかなければならぬと思う。

○大達國務大臣 この法案に対する世論がはたしてどこにあるか、これはそれぞれ見る人によつて違ひましよう。この法律案をもつて良識ある公民たるに必要な政治的教養を妨げるものであるとされるその点を指摘していただかなければ、どこが制限を受けておるのか御返事ができないと申し上げたのであります。

○小林(進)委員 それでは私は特に非常な政治的偏向であるとして、大臣が常日ごろ使われておる吉田内閣の打倒、再軍備反対、憲法改正反対などというこの主張は、すなわち政治的偏向の最もモデル的主張であるということをおっしゃるのではありませんか、どうして一体これが政治的偏向であるか、具体的に大臣の御説明をお伺いしたいと思ふのであります。

○大達國務大臣 私はそれを政治的偏向と考えるのであります。

○小林(進)委員 いずれが一体政治的偏向であるか、国民の納得し得るよう

な御説明を願いたいというのであります。どうかは、その人の判断にまづところであります。私は政治的偏向であると考えます。

○小林(進)委員 いやしくも一國の文部大臣が、こういうようなおそれるべき法案をつくらんとするときにあつて、政治的偏向であるという結論を出されるならば、当然その結論に付随する懇切丁寧な説明というものがついてまわらなくちやならない。委員長、これは委員長にお願いいたします。こういう不親切な答弁ではわれ／＼はこの法案の審議ができない。いさしく親切に大臣が解説を加えるように、委員長からも御注意をお願いしたいと思ふ。

「偏向」ということを聞いているのだ「偏向の理由を言わなくてはだめだ」と呼ぶ者あり」

○辻委員長 文部大臣お返事がありませんか。

○大達國務大臣 私は政治的偏向であると考えて。こういうことを申し上げた。あなたが政治的偏向でないとお考えになるなら、それはあなたのかつてです。

○小林(進)委員 私は大臣と討論してゐるのじやない。吉田内閣打倒、再軍備反対、憲法改正反対が政治的偏向だと大臣は言われる。だからその理由をお聞かせ願ひたい。私は質問者の立場であります。委員長の許可を得てこの質問台に立つておる。私は大臣に質問する権利を持つており、大臣は答弁される義務を持つておられる。それで私が質問をいたしましたら、理由を

述べて回答するのが大臣の責任であります。理由をお聞きしたい。

○大達國務大臣 政治的な偏向といふことは、政治的に一方に偏し、一方に片寄つたそういう主張を子供に教える、これが教育における政治的偏向であると考えて。そして今あなたが御指摘になつた点がそれに該当するか該当しないか、それはあなたの判断によつてあなたの御意見がきます。私は偏向である、かように申し上げておるのではありません。

○小林(進)委員 こういう不親切な答弁はないと思う。いやしくも教育基本法によつて平和教育をやるうとするのは、教師としては最も正しい進み方だ。再軍備反対は憲法第九条に基いてやるのが一番正しい教育である。憲法の改正に反対し、平和憲法を守り抜くといふことは、一番正しい教育である。一体今の憲法に改正するときの總理大臣はだれだ。吉田總理大臣のこの憲法を制定するときの演説の速記録を、ここへ持つて来て見ていただければよろしい。あなたの方の尊敬する吉田總理大臣のその言葉そのものを持つて来て、ここで平和憲法を擁護し、再軍備に反対をし、憲法改正に反対するといふ主張が、なぜ一体偏向であるか。これは重大問題である。それを単なる主観論に帰して、お前がそれを政治的偏向でないと思ふならば、小林、そう思ふ。文部大臣たる私はそれは政治的偏向であると考えて。一体こういうような不親切な答弁がどこにありますが。

あなたはかつて戦争中には内務大臣もやられた。都長官もやられた。あるいは昭南の市長もやられた。内務大臣として、警察権を握つて人をおどかし

て、そうした答弁をやつておるときには間に合つただらうけれども、今の民主主義の世の中には、ワン・マンといわれる吉田總理大臣といえども、あなたのような答弁はいけません。再軍備反対を唱えるといふことが、何々の理由で一体偏向教育であるのか、その何々をなぜ私に言わないのであります。か。どうか御答弁をお願いしたい。

○大達國務大臣 しば／＼申し上げておきますように、教育が偏向であるか偏向でないかといふことは、それに平和教育と平和の字を一つつけたから偏向でない、さうなりくつはないのであります。その授けられる教育の内容によつて偏向であるかどうかを認定すべきものである、かように考えます。

○小林(進)委員 これは一つの例であります。教職員の諸君が教育基本法によつて平和教育をやるうといふ心がけをいたしました。そういう精神によつて、この憲法が一番大切であるといふことを子供に教えることは、平和教育としては当然行わなければならない。その平和教育を行う最もよい教材として、かつてはこの新憲法の特別委員会の委員長として、憲法立法化の際、国会の最高責任者であつた吉田均氏等がみずから解説せられ、そして新憲法普及会等でこれを印刷配付いたしました。十何十何の小学校の校長、教職員に渡つていたパンフレットを用いて、そのまゝ中学校の教材として解説をしてゐる。これは私は平和憲法の教育としては一番正しい進め方だと思ふ。ところがそれをやつてゐると、今度はいつの間にか、校長やあるいはその他の教育関係者から、その後吉田均の平和憲法に関する解説は古いから、これをおやりなさいというようなことで、外務省の役人などが書いた再軍備は必要であるといふような資料を教職員に押しつけて、そしてそれを教材の参考にして教えしむるというものが現実に行われておる。この外務省の役人あたりが書いた再軍備は必要であるといふようなものを小学校、中学校の教職員に使用せしめるのは、一体偏向教育じゃないのか。吉田均氏等のこの憲法普及会のパンフレットを教材にして使うのが私はむしろ正しい教育の仕方じゃないかと思ふ。私はひとつ文部大臣の御判断をお聞かせ願ひたいと思ふ。

○大達國務大臣 吉田君がどういふパンフレットを書いて、それを学校でどういふふうに使つてゐるか、私は全然それについて知りません。その内容を知つておりませんから、御返事のしようがありません。

○小林(進)委員 こういう偏狭な、まことに答弁にならぬ答弁をして、この国会をごまかして、この法案の審議をはからうとするような大臣の態度に、私は非常に遺憾の意を表する。私はまじめだ。そのまじめな質問に対して何ら答えるところが無い。私はいさしく真剣にお答え願ひなければならぬと思ふのであります。

それではこの政治活動の可否の問題について、いま一つお尋ねを申し上げます。母親教育とか成人講座などをやるときに、外務省の役人やその他の省の役人などが来て、教育基本法とは違つた再軍備をしなければならぬといふようなことを言う。あるいは母親学級、あるいはPTAといふようなこと

で、学校の講堂で再軍備をしなければならぬという講演を役人がやつてゐることは、一体偏向教育ではないかどうか。事例はたくさんあるものでありまゝ。文部大臣としてそれは大いに奨励、黙認すべきであるとお考えになるかどうか、承りたいものであります。

○大達國務大臣 外務省の役人が云々するといふことでありますが、ただここに教育といつてゐるのは、ことに義務教育において児童生徒にいわゆる教育活動として行ふものをさしてゐるのであります。PTAの人々を集めて演説会をする、これはここにいう教育の問題とは別問題であります。

○小林(進)委員 しかし場所が学校であります。しかもそこに教職員もゐる、PTAもゐるのであります。いわゆる青年学級もある。そういうところで教員がその話を聞いて、それを児童に教えた場合に、あなたの言われる教唆煽動になるからないかといふことを聞いてゐる。あるいはまたわが国の教育方針が、平和憲法を守つて行くといふ方針に反して——いまだわが日本

の憲法は、第九条で軍備は持たない。戦争はしないという原則なんだ。その憲法を遵守すべき国家の役人が、再軍備をしなければならぬ、軍隊を持たなければならぬと言ふことは、憲法違反の行為じやないですか。その役人の行為が正しいか正しくないかといふことを、文部大臣の立場で判断してもらひたい。またそういう講演を教職員が聞いて、それを自分の義務教育学校の生徒に教えた場合に、それが教唆煽動にならないかどうか、そういうこともあわせてお尋ねをしてみたい。

○大達國務大臣 外務省の役人の人がどういふことをしたか知りませんが、そのことがいいか悪いか、これについてはどうぞ外務大臣にお尋ねを願ひたい。

それからそういう講演を聞いた先生が、子供にその趣旨のことを教えたといふ場合に、いわゆる中立確保に關する法律案に抵触するかしらぬか、こういうことであります。これは御承知の通り、教職員団体の組織または活動を利用するといふ形式をふまなければ該當いたしません。また特定の政党を支持したは反對する、あるいは特定の政党の政治勢力を推進したは阻害する、こういう目的をもつてした場合でなければ該當いたしません。それから教唆、煽動でありますから、先生に

かようなふうにご子供に教えないければならぬ、教室でこういうことを教えるといふことを言わなければ、これは教唆煽動にはなりません。

○小林(進)委員 大臣はこの法律によつて、警官やあるいは警官類の取締官が教室の中に入つて行つて、教員の調査をしたり、あるいはその他監視監督をすることも、それはもうあたりまえで——あたりまえとは言わぬが、文部大臣としては関与する範圍ではない、こういうような御答弁、今度はまた他の省の役人がいかに再軍備、ファシズムの主張を續けても、これまた文部大臣として関与するところではないと言はれる。私は、その答弁は国会答弁としてはいいかもしれぬが、いやしくも、教育の任に當る主管の大臣としては、私は実に冷たい投げやりの答弁だと思ふ。そんなことじやいけません。いやしくも教育なり教員諸君を愛

するの精神があるならば、そういう国家の役人が教育に違反するような不当な行為や話をするといふことに對しては、一応遺憾の意を表するとか、やつてもらつちや困るとか、みづから教育の主管者として学園を守らなければならぬといふような答弁が、私は当然あつてしかるべきだと思ふ。そういうような言葉がこの法案の審議の過程において、大臣の口から一言も出て来ない。ただあなたは教職員を取締ることのみに汲々として、これを保護育成、守るといふ答弁が一つも出て来ない。私はまことに残念の至りだと思ふのであります。

それでは次へ行きまして、この前の金曜日の質問を中途にして終つたのであります。例の山口日記の問題であります。一体山口日記のどこがいけないのか、どこが一体偏向教育に該當するのかといふ具体的な例を、ひとつ大臣から承りたいと思ふのであります。

○大達國務大臣 山口日記は非常に皆さんが熱心しておるのであります。これをごろんになれば、むしろいいところが多く偏向的なものばかりであります。これはすでにごろんになつておることでありまして、あらためてこれを時間をかけて読み上げるほどのことはなからうと思ひます。

○小林(進)委員 私は実はこの山口の小学生日記、中学生日記といふものを持つて歸りまして、私の近所の約三十才から四十才に至らざる主婦の人四人ばかりに出席を願つて、私は一つも予備知識を与えずそのまゝ投げ出して、そうして率直な批判を聞いたのであります。もちろんその奥さん連中は、全部自分の子供を小学校、ないしは中学

校、小さいのは幼稚園へ上げられてゐる人々です。わずか四人ではあります。がしかし私も、願わくは率直な世論の一端を聞きたいといふ私のささやかな熱意の発露であつた。ところがその人たちの批判によりまして——どうか大臣ひとつまじめに聞いてもらひたいと思ふ。彼女たちは言ひました。私たちは戦争中に——その人たちはまだ小学校であるいは女学校時代であつたのです。当時の教育は何であつたか。顧みるとその当時の教育は激烈な戦争の最中であつて、学校へ行けばいつでも軍歌を歌わされ、君が代を歌わされて、そしてそのときの校長の訓辭は、今猛烈な戦争をしておつて苦しいけれども、いまだ少し進んで行つてどこへとなれば食糧が一ぱい来て日本は豊富になる、いまだ少し進んで行けば砂糖をたくさんとつて来て日本はゆたかになつてお前たちの生活が楽になる、だからしんぼうをしななければいけない。どこをどことれば今度はバナナがたくさん来る、だからわが日本の食糧は豊富になる、こういうことをいつも聞かされてゐたといふことであります。(お前もそういうことを言つてゐたじやないかと)と呼ぶ者あり)もちろん私も率直に言ひますが、昭和十四年の四月だ、あなたも當時はわが戦争指導の最高責任者の一人であられた、われわれはし

て赤紙をもつた、第二補充兵でありますから、三十にして星一つをつけ山砲をいたしたのであります。すぐ馬の顔を洗ひにやらされて——自分の顔を洗わぬ前に馬の顔としりを洗つて、三日目に馬にけられて一週間私は病床に呻吟した。(笑)こういうよう

なさんたんだる目にあつた、ところが當時私は大学を卒業しておるので、幹部候補生を志願しなければ營倉に入られるといふので、泣く／＼幹部候補生の志願をさせられて、求めずして私は少尉になり、中尉になり、大尉になつた、そういう時世であります。その少尉のころに、私は新潟連隊司令部の主計をやつておつた、そして連隊司令部の前で検閲をやつたり演説をやられた。私はそのときは勝てば今に砂糖が来る、お前たちがしんぼうすれば米が来る、やがてわが日本にはけつこうなときが来るから大いに奮闘努力せよ、こういう演説をやつて歩いた、やられたのは連隊司令部であり

ます。その連隊司令部の上には軍部の指導者がいた、その指導者の上にはあなたがいた、だからあなたの命令に従ひあなたの書いた原稿を私はさる芝居をしながらやつておつた。ここに戦争指導者と被害者である小林進との地位の相違があるわけでありまして。われわれは一銭五厘と呼ばれたのであります。そういうことを今自由党の諸君が持ち出してお前も言つたじやないかといふやういふ、さもしいやじを飛ばすやうな下劣な連中がゐるということ私は驚かひしい。

私はそういうことは別にいたしましても、今や御婦人連中にこの山口日記を見せた、彼らの感想は今も言うやうに——そのように今昔烈な戦争を耐え忍べば勝てる、物資も豊富になる、そういう目先の利益で釣られて何にも知らぬない教育を受けて来た。當時は都長官は——昭和十八年ごろでありますか、初代長官は大達茂雄という方であつた、あなたでございましょう。その

あなたの演説を聞きながら、私どもは
そういう目隠しの教育をされて来た。
そのときからなれば、この小学生
日記、中学生日記をながめて、実際
の子供は幸福だと思ふ。これだけの批
判力とこれだけの客観的な見方を養
われている今の子供は、われ／＼の時
代と比較して非常に幸いであると思
ふ。これが批判であります。もちろん細部
にわたりますれば、私は率直に申し上
げるが、これは少し行き過ぎじやない
か、ここはどうかと思ふという一
みんなどの意見じやない、中にはさうい
う意見がありました。総括の結論とし
ては、自分たちの過去を顧みて、実
にこればかりにできている、今の子供
は幸福である、われ／＼は安心してこ
の学校にやっておけますというのが、
いわゆる婦人連中の一括した意見であ
つたのであります。私の言うことがう
そでありましたら、どうか大臣もひと
つこの資料を隣近所の奥さん連中によ
ろして、率直な市井の意見を聞いても
らいたい。私はそれを言っているの
ではない。

内部にわたれば「メーデー」なんか
の記事はどことが一体悪いのか、教
えていたかと思ひます。——しから
ば第二の「平和憲法」、これも私も一
生懸命に研究いたしました。この
「平和憲法」の記事はどことが悪い
のか。どこにも悪いところはない。わ
れはあらゆる面から見てわからな
い。第三番目の「ナイチンゲール」み
じめな戦争をにくむ、これはなんか
は、婦人連中は声をそろえて最もよ
しいという誹評を加えておる。その次
の「不幸な友だち——くるしいこ
みんなで——」というの、これも誹評

においては、最もよろしいことなり
つた記事を読まれている者はないと
言つてゐる。言つたらいい。それをあ
なたは具体的に言わないで、総括的に
けなすという抽象論でやられるから、
私は不親切だと言ふ。その次の「日本
の貿易」であります。「五月二十日東
京港開港記念日」これなんかは、中
にはや政治色を感じる可なりと信ず
る、特に事実と反する点なし。ちゃん
とこういう批判が与えられておる。事
実ではありませんか。事実と反する
ところがないか。事実に反するとい
うのは見解の相違だ。大連都長官の
入らなくなつて、小林進に氣に入つ
て、どこに一体悪いところがあるか。
その次は「六月十二日金曜日」これ
なんかは実に良好ではあれど、しかし
文章としては平凡なりという批判です。
平凡は決して偏向教育の材料ではあ
りません。平凡は平凡なり。平凡をも
つて偏向教育と断ずるわけには行か
ないのであります。その次の「日印平和
条約」、これなんかはインドの英文を
そのまま書いたものである。これは主
観論じやありません。インドの英文を
そのまま言つてゐる。(発言する者あり)
委員長、ぼくは汗をかいてやつてお
る。ちゃんとひとつやつて下さい。
こういう下劣な連中には教育を論ず
る資格はありませんよ。

「再軍備反対」の声がつよいのはな
ぜか一軍隊とよばれる軍隊、非常に
よくできておる、最も良好なるものと
認める。これは各人様に賞讃をいたし
ました。こういうのこそこれからの教
育のあらゆる教材の中に入れてもら
わなければならない。平和を愛する婦
人連中は声をあげてこの文章に感嘆
いたしました。なぜ一体これが偏向教
育か。こうしてみんなが感服している
のを、一言にして偏向教育と言ふから
は、その具体的例を大臣は示さなけ
ばならぬと思ふ。

ただ小学生日記の中で、いわゆる婦
人連中その他の知識層の連中が、や
事実と違つてゐるのではないか、こ
う言つて疑問を投げかけましたのが
その「気の毒な朝鮮」と称するもので、
この中に中共、ソ連情報によるもの
が多くて、やや事実と違つてゐるの
ではないか、この戦争は、特に北朝鮮
勢力であり、南朝鮮の李承晩がこれに
対して、アメリカの助けを受けて、何
度も北朝鮮を攻めて行つたというや
うなことは、今までわれ／＼が勉強して
来た事実とこの内容は違つてゐるの
ではないか、こういう意見があつた。こ
れはあつたとは率直に申し上げる。事
実でしよう。世間に流布されてゐる
うちに、いづれもこの朝鮮問題は、北
朝鮮が攻め寄せて来て、南朝鮮がそ
の防備に立つたというのがわれ／＼の一般
常識から割出した結論ではあつたけ
れども、その反対に、やはり南朝鮮が
攻めて行つて、北朝鮮が防禦態勢にな
つたのであるという主張なきにしもあ
らず。こういうのは共産党の主張だと
おつしやるかも知れません。が、共産
党ばかりではないのであります。共産
党にあらざる者でも真剣にそういう主
張をなす者もあつた。偶然の一致であ
ります。しかし共産党の主張に他の主
張が偶然一致したからといって、あれ
は共産党である、こうきめつける偏狭
な考え方があるにあらう。実に恐るべ
きものだと思ふのであります。われ／＼
だつて社会主義者だ、共産主義者では
ございませぬ。小林はヒューマニズム
に立脚したりつばな社会主義者であ
ります。人道主義者であります。けれど
も、多くの主張の中には共産党の主張
に同調するものも出て来るかもしれま
せん。その一環が同調したからとい
つてすぐ共産党だ、赤だときめつけ
るのは、反動自由党の諸君のよくやる
最も悪いくせである。そのくせがあ
なたにもあるのではないかとこのこ
とをおそれてゐる。だからここに
いて南朝鮮が北朝鮮に攻め入つたとい
う主張は、確かに共産党の主張に相
通するものがあるというけれども、そ
れが共産党の主張をとつて来た、ど
こで一体断定できるか。そういう意味
においてこういう一つの見方が載せら
れても、私はちつとも不当でないと思
ふ。そのいい悪いは各人が判断して
行けばいい。私はどことも悪いとは思
へない。私は一々具体的に述べたので
ありますから、大臣も具体的に悪い点
を述べたらわなければならない。

その次は「ソ連とはどんな国か」、
やや政治的ではあるが、事実と反す
るところなし。これが事実と違つてお
つたら、大臣、お示し願ひたい。そ
して私を納得させていたかたい。小林
を納得できないような文部大臣がど
うして一休国民を納得できますか。ど
うか納得させていたかたい。
それから「ボツダム宣言」、これは実
にりつぱにできてゐる。この日記の中
でも最優良に類する文章である。ど
こが一体悪いのか。私はこんな要領
を得た記事は見たことがない。こうい
う記事を教えられる子供は実に幸福
だと思ふのであります。

○小林進委員 私はこの法律が必要であるという論争はあとでまた言わしていただきます。必要であるとしても、何もこんなに画一的な統制法規をつくらぬでも、PTAもあるじやないか、父兄もあるじやないか、教育委員もあるじやないか、教員を監視しておる地域社会があるじやないか、しかも世界にないようなこういうくだらぬ法律をつくらぬでもよろしいという結論を持つておりますが、それはそれといたしまして、今の文部大臣の説明は私はいささかも了承できない。外に汚職があるうとも、あるいはどこなりにも不正な悪い事件が起ころうとも、文部大臣としては管轄外だからかわり知らぬ、警官が取締りのために教壇を荒そうとも、そんなことはかわり知らぬ、文部大臣としましては何でもない、取締り法規をつくらねばよろしいという考え方は、私は了承できません。できませんが、次に移つてお伺いしたい。

次は、教職員のいわゆる組合活動に対して大臣の見解をお聞きしたいのであります。この二法案を制定せられる根本は、どうも日教組の一つの行き過ぎを、法律すなわち権力で押えようというのが大臣の考え方であるように見られておるのであります。そういう見方であるならば、終戦後で、今九年を経た今日の日教組の動向というものをについても、大臣は十分御研究になっていると思うのであります。終戦後から今日に至つた日教組の動向を一体どんなぐあいにお考えになつておるか、所見を承りたいと思います。

○大達國務大臣 お答えする前に、先ほどの私の答弁に対して、非常に偏向的な解釈をされております。これはしかし速記録をよくあとでごらんくだされば、あなたが今言われたような答弁はした覚えはないのでありますから、それはよくわかりになると思います。

終戦以来日教組がどういう足どりで動いて来たかということについてお尋ねであります。私は実はそこまで研究いたしておりません。今日の日教組のあり方については、ある程度承知しております。しかしながらこの前に申し上げましたように、日教組はそれほど正体を明らかにしておらぬのであります。従つてこれも私が知り得る程度における知識であります。終戦後からどういうふうに動いて来たかということ、これは知り得ればけっこうでありましようが、しかし当面これを知らなければこの法律案を提出することができない、そういうウエイトは持つておらぬと思つております。

○小林(進)委員 私はおにも職場を単位とする教員組合の活動については非常に興味を持ち、できるだけ資料の収集に努めたい、研究もして参つて来たのであります。その結果に基けば、職場を単位とする教員組合の運動というものは非常に下火になつて来てゐるのであります。この点むしろ大臣の立場とはまた異なつた立場に立つて、非常に残念なことだ、遺憾なことだということを私は考へておるのであります。これも私だけの結論を申し上げますと、また主観だとおつしやると悪いから、新聞の記事を参考にして申し上げるのでありますが、二十九年一月

月五日の読売の記事であります。それによれば、職場を単位とする教員組合運動が下火になつて来た、あるいはその例として福島若松支部などでは四月の役員が八月になるまでできなかった、東京の文京区や中央区では、組合に出で赤だと言われるよりは入学試験の準備教育をみつちりやつて、父兄からのつけ届をもつた方がよいということ、支部役員は二学期までできないのが通例になつておる。これが一月五日の記事であります。こういう例を私自身も、私自身の町村の結果について知つておる。なおまた若松支部では校長と教頭が組合を脱退し、いわゆる教育研究大会に行きたければ、休暇をとつて行け、こう言つて教職員を弾圧して、校内では職場大会も開けぬような日教組の職場組合もある。こういうことが明らかにせられておる。これに対して会津の女子高校の高橋哲夫教諭はこれを説明して、こういう組合運動が下火になつたのは先生方の心の中に巣食つてゐるいわゆる立身出世主義——あなたが一番好きな主義だ、こういう立身出世主義が災いしておる。

「組合運動が盛んな時は、組合を足がかりにして役職につこうとした教員が今では典型的な反動となつて組合活動にブレーキをかけている。今は組合に出ることは榮達的手段ではない。出世の障害になる。こういうふうなことでかゝつて来ているというところを批判をいたしておるのであります。終戦後せつかく与えられた勤労者の基本権利、団結の権利、団体交渉の権利、あるいは団体争議権という勤労者に与えられた基本三権のうち、その団結権までも教職員が放棄して、まさに自己だけの立身

出世主義に陥つておるというようなことは、これこそ日本の教育のために最も慨嘆すべき傾向だと思ふ。文部大臣のこれに対する所見をひとつ承りたいと思ふのであります。

○大達國務大臣 先ほども申し上げましたように、現在組合活動がどういふ状態であるか、これはよく私にはわからぬのであります。ただ教員組合が、組合員の言われるところによればいわゆる教育労働者としての団体である。その意味において、組合活動が健全に発達すべきことは、私はもちろん望ましいことであると思ひます。

○小林(進)委員 いやしくも民主主義を口にする行政官であるならば、この組合活動がすなおに発達することをいねが、この組合活動を保護育成して行くということが第一の責任でなければならぬと思ふ。いやしくも勤労者の地位の向上というものは、団結権と団体交渉権と争議権、この三つを守つてやつて行く以外に民主主義はない。勤労者の権利の擁護はない。けれども教職員の特権なる地位とか、あるいは特別なる慣行、立場によつて、そのうちの争議権をあるいは剝奪して与えない。これは社会全般のために、憲法に規定する基本人権のうちのいわゆる争議権を剝奪するということも、ときにはあり得るだらうけれども、そうした基本人権の剝奪というものは、あくまでも最小限度に行わなければならぬ。幸いにして大臣は勤労労働者として組合活動をやることは大いによろしいことであると、まことに切ないような肯定の御答弁をなさいましたが、今のわが日本の教職員たちがこうした当然の自分たちの権利、憲法に定められた、

勤労者に与えられたその権利をも放棄して、団結権までも放棄して、自分だけの立身出世主義のからに立てこもつて、そうした観点から教育を行うことになつたら、これこそ偏向教育であり、わが日本民族のために重大なる弊害が生ずるのではないかと思ふ。こういう立身出世主義、組合を弾圧せしめるような教職員や校長や教頭のあり方が、一体正しいとお考へになりますかどうか、もう一回私は大臣から承りたいと思ふのであります。

○大達國務大臣 この法律案では職員組合としての教職員組合を断圧するものでないことは、これは自明の理であります。ただ教育を守る、その意味において提案されておるのであります。今あなたがおつしやつたことは、この法案には直接何ら関係がないことである。何も教職員の職員団体としての動きには制肘を加える、そういう筋合いのものではありません。但し教員組合が教育そのものの面において、いわゆる職員組合として当然考へられる活動でなしに、邪道に入つて来れば、この法律で制肘される場合がある。

○小林(進)委員 大臣のおつしやることは、これは答弁としては成り立つのであります。成り立つのでありますけれども、こういう法律を制定せられたあとで、教職員の感じというものは一体どういふものになるか、言わずもがなであります。それはどん／＼教員組合を脱退し、教員組合の結成をきらひ、あるいは政治闘争のような組合活動は全部やめて、何といつても自分個人の中から立てこもつて、いわば無性格な教育技術者になることは火を

見るより明らかであります。あなたは教職員組合を弾圧するのではない、教員を弾圧するのではないと言われるが、この法律は事実、結果においては教職員組合に対する重大なる弾圧であります。そんなことは、なるかならないか、結果を見ればわかることであつて、もしそれが、あなたが詭弁ではないに、腹の底からそう信じて答弁をされるとするならば、あなたの頭脳は大がかりな大反動のまた反動だといわれなければならぬ。今日要路に立つべき人とも思われぬ、そういうことも私は言わなければならぬ。おそらくそんなことは承知して、単なる答弁のための答弁を繰返されておるのだと思う。一國の文部大臣がそういう不誠実なその場限りの答弁をされるのは不謹慎過ぎると思ふ。

しかばその次にお尋ねを申し上げる。この法律をつくつたことによつて、教職員組合がさらにすなおに発達して、りつばな組合活動ができて、自己の基本権擁護のための団結権を強化し、あるいは交渉権を強化できると一体お考へになるかどうか、私は一度御答弁を願ひたいと思ふのであります。

○大達國務大臣 私は教職員組合が現在のようなあまり組合本来の立場を逸脱したようなことはおやめになつて、真に職員組合としてあるべき姿に立ち返ることを希望しておるのであります。

○小林(進)委員 私は大臣の組合論をまだ承つたことがないのであります。あなたが教職員組合としてあるべき姿とおつしやる、そのあるべき姿は、どんなものを一体正当な組合活動

とお考えになつておられるのか、私はそれをひとつ伺ひたいと思うのであります。

○大達國務大臣 現在日教組はいろいろな政治的な活動をしておられる。見ようによつては政党とはほとんど違ふところがないう状態である。ことに末端の義務教育諸学校の教育活動、教育内容に対して、いろいろ干渉するやうな指令を流したり、いろいろなことをやつておられる。あるいはまた最近の例によつてもわかる通り、教職員の組合であるものが、学校の運営面について指令を流して、つききやうですかきのうですか、とにかく全国的な動きをしておられる。こういうことは職員組合たる教員組合がやるべき仕事じゃありません。だから、そういうことはおやめになつて、組合本来の面目に邁進精進せられたらよろう、こういうことを申し上げておるのであります。

「名答弁、々々々」と呼ぶ者あり

○小林(進)委員 私はちつとも名答弁だと思わないのでありまして、「めい」と「う」にもいろいろありましよう。

迷える答もあれば明らかなる答もあり、また木村保安庁長官が何とかいう宗教の会長さんからもつた名刀もある。「めいとう」もいろいろあります。が、私は大臣の答弁は決して名答だとは思わない。大臣のその考えを推し進めて行けば、あなたが戦時中におかかわりになつた翼賛青年団と同じことだ。時の政府に協力をする翼賛団体のあり方をあなたは一層好ましい組合活動とおつしやる。組合活動というものは、時の資本家、時の経営者に対して自己本来の基本権を擁護するというのが正しいあり方でございます。時の経営者

や時の政府の考えと同じになつたら、それは組合でないものであります。憲法に定める組合というものは、時の権力や時の経営者や資本家や、自分たちと利益の相反するものに対して、弱者が団結して、団結の力で自分たちの基本権を守るといふのが組合本来の目的なのであります。だから教職員組合が組合として正しいあり方にあつてほしいとあなたは言うが、団結して、時の誤れる権力者に対して、働く者の自分たちの権利を守るといふそのあり方が、教職員組合として一番正しいあり方だと私は思います。間違つておりましたら、ひとつお教えをお願いいたします。

○大達國務大臣 私は今あなたのおつしやつたことと何も矛盾することをおつし上げたのではない。教員組合は、組合本来の面目を捨てて、いらぬことはあまりしない方がよろしい、邪道に走るやうなことはしない方がよろしい、それを希望するといふことを申し上げたのであります。

○小林(進)委員 どうも私は邪道、正道などというやうな言葉では了解できない。私は、組合そのものに対する大臣の認識と考え方と根本的な誤りがあると思う。しかし私はここで大臣と論争するのではございせんから、もう組合活動はやめにくすしけれども、少くともあなたの考え方は、こうして憲法で定められた、敗戦によつて初めて教職員諸君、他の労働者諸君が獲得した、働く者に与えられた基本権を根本的に弾圧して、時の為政者、権力者の意のままに動く組合が一番よい組合であるという考え方でおられることだけは、私はあなたの氣持を推察でき

る。これは戦時中にあなたが指揮命令をとられた翼賛青年団、翼賛青年団と同じ考え方であるといふことを、私はいまだ一度申し上げておかざるを得ないのであります。

次に、組合論を離れて、大臣にお尋ねをいたしたいのは、一体五十三万のわが日本の教員たち、先生たちは何を考へておるか。教師としての先生の本来の希望は一体何であるか。ひとつ大臣のお考えを承りたいと思います。

○大達國務大臣 私は五十三万教職員の方々が何を考へておられるか、それは存じません。しかしながら教職員である以上つばな教育をするといふことを念願せられることを切望しております。

○小林(進)委員 卑近な例で恐縮ですが、おまわりさんになれば、何とか人を縛つて点数をかせぎたい、検事になれば、何とか犯罪を自白せしめて成績をあげたい、判事になれば、公正な裁判をしたい。人職業によつておのの希望が私心の中になつておるのとおもう。人を教えるという立場にある先生たちの、その職業から来る本来の偽わらざる希望は何であるか。大臣は何であるとお考えになつておるか。それを私はお聞きしておるのであります。

○大達國務大臣 ただいま申し上げた通り、教育基本法の精神にのつとつたりつばな教育をする、これが教職員の念願するところであらう、かように思います。

○小林(進)委員 大臣は教育者としての感覚がございせん。何を質問してもピンと合はない。ちやうど二十年の歳月の開きがありますから、これは

しかたがありませんが、私は先生方の考えを代表して、いまだ少く具体的に申し上げて質問をしたいと思ふのであります。今日日本の教師がどんな希望を持

つておるか。これは何新聞ですか、出所はちやうど忘れましてからあとで申し上げます。私の意見を申し述べるのではないのであります。千葉でも静岡でも東京でも、教師の希望はと聞いたとき、ひとしく無庸成恭のような仕事

がしたいと異口同音に答へた。その教師の道標となつてゐる青年無庸成恭氏は、私は学校よりも山が好きです、それでも、字が読めないし困りますといふ山びこ学校の佐藤清之助という教

子の訴えを聞いて、読む力、書く力、つづる力、聞く力、教える力、そんな力を全部の人が持つてくれ、そう祈りながら、いや泣きながら、赤鉛筆を削り続けられているのだよ、このぼろ／＼こぼれて行く削りくずの一片々々に希望をこめて……「吹雪の中」という彼の著作の中にこうした教師の祈りを彼は書いておる。こうした書く力と読む力

と、一人前の子供になつてくれという祈り、この氣持が、すなわち教壇に携わつてゐる教師の氣持である。千葉でも東京でも静岡でも、記者諸君が手おけをして探訪に行つた結論はそうなんだ。大臣、これが日本の教師のほんとうの氣持なんです。この観点に立つてあなたから教育を論じてもらわなければならぬと思ふ。過重な労働と闘いながら、あの不自由な薄給に甘んじながら、あの忙しい仕事にせしめながら、なおかつ無着先生の持つておるこの幸福を自分の幸福にしよう、育ち行く子供たちの成長を祈りながら一生懸命教へんとおる、これが日本の

教師のほんとうの氣持であり熱意であらうと思ひます。この点はいかがですか、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○大達國務大臣 ただいま申し上げました通りそういうことを希望せられることを私は切望しております。これは同じことをもう二、三べん申し上げました。

○小林(進)委員 切望ではないのであります。私はこれが現実の日本の教員たちの氣持であると信じておる。大臣は切望する——今あなたが主管する五十三万の教師がそうなることを切望しておる。今やあなたは教師をどるほうか何かのやうにお考えになつておるのですか。日本の教師は悪党であるとお考えになつておるのですか。悪党であるか、どるほうであるか、不逞の徒であるか、だからそうなることを希望する。私はこれが現実の姿だと言ふのだ。あなたは幸ひそうなることを希望すると言ふ。一体どつちが教師に対する正しい認識の仕方であるか。

○大達國務大臣 あなたはその新聞記事を見て、日本の五十三万の教職員がみなさうな氣持でおる、こう断定しておられる。私はそういう大胆な断定はいたしません。人間というものはどういふ氣持を持つと同時に、またよこしてそれらの先生方がりつばな氣持を持つていたきたい、これを希望する以外に、さうであるかないかと言われ

たつてこれはわからない。

○小林(進)委員 大臣はどうぞも冷たい男だ。ちやうど人形のような精神に触れた氣持で、私みずからもそつと身の毛のよだつような感じを受けたのでありま

す。これが檢察官であり、あるいは國警隊長であり、あるいはまたときに裁判官でもあるならば、その答弁は許されるかもしれない。しかしいやしくも教育の任に當る最高首脳者だ。人の精神は善なりといういわゆるヒューマニズム、人道主義に立つてこそ教育というものは成り立たなければならぬ。その教育をつかさどつて、みずから人格の陶冶をもつて人を指導育成するといふ、これが教育者の本来の立場でなければならぬのでありまして、そうした重要な主管者の地位におられる文部大臣が、いまだ依然として自分の掌轄する五十三万の教師を全幅的に信頼することができず、それはそういう教師もいるだろうけれども、やはり悪いやつもおると考えられていられたる大層は、私は実に残念しごくにたえないのであります。あなたが教育者ならば、現実に悪いことをして手を縛られて教師が監獄へ行つても、判決が下るまではあの教師はやはり正しい教師であつた、私の部下として正しい教師であつたと、なぜそういうあなたかという氣持になれません。そういうようなあなたの人生活、物の考え方は実に冷たい。へびよりも冷たいですよ。そんなことで日本の教育を論ぜられたのでは、私は重大問題だと思ふ。悪いけれども、あなたの前任者である岡野さんは商人上りだつたけれども、あなたのようなそんな冷たい答弁はされなかつた。彼はもつとあなたにかつた。ましてその前の天野さんあたりは切々としてヒューマニズムに徹した答弁をされて、もの一時間も質疑応答しておると、聞く者も答弁する者もはの／＼と心のあたたまると思ひがした。あなたに質問をし

ておると、三十分から一時間、一時間から一時間半、心がまつたくひえんとして来る感じが、今にもあのフアツショと独裁と権力のままだに、まさにわが日本が戦争に持つて行かれるような実に冷たい感じを私は受けるのであります。もうここは論争の点ではございませぬので、どうかひとつそういう氣持をかえて、冷静に考え直して、私の言うことに御同調を願ひたいと思つてあります。

そこで今あなたは、日本の教師はそういう氣持になることを希望する、同時にそういう教師も現実には全部ではないけれどもおるといふことをおつしやつた。しからばその教師たちの希望、いわゆる無着成泰になりたいたいというやうな祈りをこめて、いわばあらゆる困難と闘ひながら教育の理想に邁進しておられます教師たちの現実の希望を、今日陳述しておるものは何であるか、これをひとつ承りたいと思つてあります。

○大達國務大臣 どういうお尋ねかちよつとはつきりしないのですが、先生方がその氣持になつて一生懸命でつづける教育をしたい、こういう考え方でおられるならば、私は今日何ものもそれなれば決して教育の上に通うに行かないという点はあるはずはない、こゝろ思つておられます。

○小林(進)委員 いやまことにこれはおそれるべき答弁であると思ふ。それならばもし大臣のその答弁が正しいならば、われ／＼何れも学校建築の費用の増額の要求運動をやつたり、あるいは老朽せる校舎の建築の問題に予算の

獲得をやつたり、あるいは学校設備の充実のためにわれ／＼はここで委員を開いたり、そんなことは何もやる必要はないはずであります。その教師たちがほんとうに子供のために精神を打込んでつづける子供を教育したいといふ、その前途に幾多の障害があるから、われ／＼は国会で予算を組んだら、文部委員会を開いたり、予算委員会を開いたりして、その教師たちの希望を達成してやらんがためにあらゆる努力をしておるじやありませんか。それを、教師たちが子供を育てるに教育しようと思ふばもう何ら不足がない、やろうと思ふばもう何ら不足がない、きるなどという、そういうあさましい答弁をされては、それで文部大臣が勤まるのなら、小林進なんか大昔に文部大臣をやつておられます。ひとつかわつてもらいたいくらいだ。(笑聲)そういうことではなしに、いさ少し真剣にひとつ御答弁を願ひたいと思ふ。これ

も新聞の記事であります。教師に障害を与えておるものの第一は教師の貧乏である。この願ひを妨げておるものは貧乏である。低賃金であります。これは静岡県、米軍基地に近い印野地方の先生方から得たレポートであります。が、「本はもちろん、くつ下もたびも買えない。服どころかシャツ一枚買えないうちに月給が飛んでしまふ。教師の希望を粉砕してしまふのがさらにある。貧乏覚悟で教師になつたのだからがまんもする。しかしやり切れないのは雑務の多いことだ。」文部大臣、あなたの考えなくちやならぬのはこなたです。雑務が多くて、そうして自分たちの教育の理想を持ちながらも実

現できないという、この日常の煩雜な雑務を取除いてやる、貧乏から解放してやるというものが文部大臣の使命でなくちやならぬ。あなたはその本来の使命を忘れておられる。一体教師の雑務がどんなに多いかという一例としてここに掲げられておる。第一には教師の仕事の内容であります。これは本来の仕事だ。第二は授業のほかに研究会を持つ。第三番目には外部団体から赤い羽、緑の羽、白い羽などの依頼事項が多い。こんなことも大臣としては大いに考へてもらわなくちやならぬことだと私は思ふ。それから四番目には集金依頼される。第五番目には調査報告書の要求、地方教育委員会などというやうなものもできたから、さらにこの調査報告が複雑にたがひまして、教師本来の仕事が非常に困難ならしめておる。第六番目には、欠勤に伴う臨時の補教。第七番目には、町村諸会合などで学校が利用されるために要求される労働であります。女の先生なんかには、ほかの組合、団体のためにわざ／＼お茶くみをやらせる。福島県なんかは給仕のいない学校がたゞさんある。授業中の女の先生をひつづつて来てお茶くみをやらせておるといふやうな実例が幾つもあつた。あなた方御承知だつた、なぜそういうことを解決してやらないのであります。それが文部大臣本来の仕事ではありませんか。第八番目には、設備や教材の不備に伴う労働の強化。簿記に甘んじながら、設備や教材が不足して、一体どれだけの先生が苦しんでおられますか。第九番目には、指導要録というものもつくらなければならぬ。十番目には、通知簿の記載

もしなければいけない。第十一番目には、進学の指導もしなくちやいけない。第十二番目には、そのほか日直もしなければいけない。第十三番目には、宿直もしなければいけない。第十四番目には、そのほか各教員の子の家庭訪問もしなくちやいけません。第十五番目には、学校給食の世話、あつせんもしなければいけない。こういうやうなわけで、今数え上げただけでも十六、七。まさに忙殺されてやりきれないやうな雑務の中に埋もれて、しかもわれわれの第二世の子弟の教育に甘んじておるこの教師に対して、あなたは一片の同情がわいて来ませんか。文部大臣、ほんとうにこういう氣の毒な教師のために一片の同情の涙を注いで、煩雜な仕事から解放し、相當の給与も与えて、われ／＼の第二世の子弟の教育のために、ひとつ歴史に残るやうなつづきな教育の基礎をつくり上げようとするのが、渠鴨から出て来た大達文相の、これこそほんとうに晩年を飾るつづきな仕事でなければならぬと思ふ。あなたは一体これをおやりになる氣があるのかないのか、これをひとつお尋ねしたいと思ふのであります。

○大達國務大臣 教育環境をよくするために、いろいろ予算的な措置を講ずる必要がある。また先生がいろいろ雑務の負担からのがれ、教育に専念するやうにして行かなければならぬ。一々ごもつともあります。私も同様な氣持を持って、この教育関係の予算の獲得その他に鋭意努力を重ねておるのであります。ただ先ほどのお言葉によると、つづきな教育をしようと思つても、思ふことができるはずだということとを申し上げたことに対して、学校が

もなければいけない。第十一番目には、進学の指導もしなくちやいけない。第十二番目には、そのほか日直もしなければいけない。第十三番目には、宿直もしなければいけない。第十四番目には、そのほか各教員の子の家庭訪問もしなくちやいけません。第十五番目には、学校給食の世話、あつせんもしなければいけない。こういうやうなわけで、今数え上げただけでも十六、七。まさに忙殺されてやりきれないやうな雑務の中に埋もれて、しかもわれわれの第二世の子弟の教育に甘んじておるこの教師に対して、あなたは一片の同情がわいて来ませんか。文部大臣、ほんとうにこういう氣の毒な教師のために一片の同情の涙を注いで、煩雜な仕事から解放し、相當の給与も与えて、われ／＼の第二世の子弟の教育のために、ひとつ歴史に残るやうなつづきな教育の基礎をつくり上げようとするのが、渠鴨から出て来た大達文相の、これこそほんとうに晩年を飾るつづきな仕事でなければならぬと思ふ。あなたは一体これをおやりになる氣があるのかないのか、これをひとつお尋ねしたいと思ふのであります。

ボロ学校ではぐあいが悪いとか、設備が足りない、従つてつばな教育はできない、こういうことをおつしやつたのでありますが、教育環境、あるいは設備、校舎等の問題は違つて、教育自体は、先生がそのつもりで、純一落難なりつばな教育をしたい、こういう気持があれば、それでできないはずはないかと思つておられますが、設備がないからつばな教育はできない、こういうものではない。先ほど例にあげられたように、みな無着先生のような教育をしたいと言つておられる。無着先生は何もつばな校舎におつて、非常にりつばな設備を使つて教育をしておられるのではないのであります。先ほど申し上げたのは、あなたは途中から設備の問題にお入りになりましたが、これは教育者の気持の問題と、それに必然つて来る教育内容のことを申し上げたので、設備とか施設とかは、それはおのずから別問題でありますから、それを混同しないようにしていただきたい。

○小林(進)委員 それは今おつしやつた第一の大臣の解説によつてその点半分は了承いたしました。あなたがそういう気持でおつしやつた気持は了承いたします。だから前々から私が言つておるように、答弁は懇切丁寧に解説しなさいと言つておる。解説すれば、ある点十分の一くらいは一致する点があるものであります。それはそれにおいて、精神的な要素を言えは言われた。その精神的な要素を言えは言えは何か。明治維新、松下村塾、それは何もないようなあばら屋の中でも西郷南州も生れれば、当時生れて来ておれば小林進も生れて来たのであります。

す。そういうりつばなものが生れて来るのであります。(笑聲)しかしやしも今回あなた私は精神問題を聞いてるんじゃない。文部大臣は行政官でありますから、やはりそういう精神を込めて、山びこ学校の中でも教育をしたいという教師たちに、いわゆる行政官文部大臣として見た場合には一体どういう障害があるかといつたら、あなたの答弁としては精神問題じゃない。はやり物的問題の障害を懇切丁寧に羅列して、だからこれを排除のために努力するといふ答弁をするのが私は当然だと思ふ。あなたは努力してゐるとおつしやつたけれども、ちつとも努力しつないやありませんか。あなたが大臣になられてから——一兆円予算なんというものをつくつた政府の方針もありません。あるいはまた軍事予算があつた都合もあります。俗にいうさいの河原といふやうな、今までのわれわれが、あるいは、働かぬ父兄や大衆が、文部行政のために一つ／＼積み重ねて来た既得の権利が、あなたが文部大臣になると同時にガラ／＼とくずれたやあります。たとえて言へば教科書の無料配付、これだけでも獲得するために、一体終戦後院の外を通してどれだけのものが努力したか。みななくなつたではないか。あるいは私立学校振興法だつてそうじやないか。せつかく補助金が減つちやつたじやないか。ふえていないじやないか。大達文部大臣ができて、一体努力の跡が何がありますか。今つくり上げられるのは、教師を圧迫し、人をいじめ、全国民反対の中にこの取締りの反動立法をつくり上げるといふことだけだ。どこに行政官としてあなたの努力

の影があるか、お伺いしたいと思ふのであります。

○大達國務大臣 私の仕事について御批判は自由であります。これは十分御批判を願ひたい。ただ非常に文部省が教育に冷淡である。いわゆる無情冷淡である。教育については全然関心を払つていない。予算もみななくなつてしまつたといふことを言ひます。これは日教組が言つてゐるのであります。あなたが今言つておられるのは、日教組が言つてゐる。それは事実について御検討の上で発言していただきたい。

○小林(進)委員 たま／＼私の発言が日教組の発言と同じであつただけで、この前から私が申し上げておつたやうに、私の主張はときには共産党の主張と同じ場合もある。それをもつて私を共産党員とあなたは断定する、そういう悪いくせがある。その偏向をおやめなさいと私は忠告したばかりです。まだその口の乾かないうちにそういうことをおやりになつてゐる。それがいいないのであります。

この問題は別にいたしまして、ほんとうに今の教師の前途に障害をいたしてゐるものは、あなたの言われる日教組とか、あるいは政治的偏向の問題じやないのだ。日常におけるこうした雑事とか、薄給とか、設備の不完全とかいふことがその理由であるといふことを私は申し上げてゐるのであります。が、私の質問の一環としていま一つ申し上げたいことは、特に女教師の問題であります。女教師といふものがいかにかに難境に追われ、しかもその生涯を通じて悲惨な境遇に置かれてゐるかといふことをあなたは一体どの程度まで認識されてゐるか。これは先ほど言ひましたように福島県であります。四〇％の学校には小使がいらないのであります。女教師が雑用を一切引受けて、そうしてお客さんが来ると、授業中でも教室に呼びに来られて、お茶くみをさせられてゐる。こういう実例があるのではありません。これこそ教育の偏向なんといふ問題じやない、実に重大な問題である。お茶くみにひつぱり出されて教育がうまく行きますか。そういう問題を解決するのが、文部大臣としての第一の仕事じやないか。こういうことを解決してやつて、なおそのほかに向教育やら不当なやり方があつたら、それから徐々にあなたの大好きな取締り法規をおつくりになつてもいいはずだ。緩急順序を間違つてゐると私は思う。女教師の生涯はいかに不安の連続であるか。これはけさの新聞にも平林たい子女史が論じておりました。とにかく助教諭の時代は、整理の対象になるのではないかとおど／＼して、いつでも不安の中に投げ出されてゐる。三十代は、結婚をして、出産による能率低下のために、これまた肩身の狭い思いで教職についてゐる。子供が大きくなつて、やれ／＼といふときになると、退職の勧告が行われて、もう女教師が四十を越すと、高給をやらなければいけない、こういう高給の教師を雇つておくよりは、それで新進の若手の教員が二人雇ふなどといふことが、まさに全国的な言い伝えになつてゐる。そうしていかでもやめよかしな勧告が行われてゐるやうな、こうした悲惨な現実の中にあつて、産休は十四週間とすることが許されておりますけれども、調査の結果によれば——これ

は調査人員が二百七十四名でありまして。そのうちでわずか十七人だけが十四週間の休暇をとつた。あとは全部まだからだに旧に復しないにもかかわらず、飛び出して教壇に立ち、お茶くみをしてゐる。この現実をいかに一体大臣は解決せられるお考えであるか、お伺いしたいと思ふのであります。

○大達國務大臣 授業中の女教師が、お客が来れば授業をやめて茶をくまされておる。こういうことを仰せられましたが、そういうことがあるかないか存じません。それは私ははなはだ望ましからざることを思います。これは管理者たる校長の良識にまたなければならぬ。もし全国至るところ、ことごとくそういうことをしておるとすれば、これは私もとしても勧告その他の方法によつてこれを是正しなければならぬと思ひます。しかし授業中に呼び出してお茶をくまるといふことにきまつてゐるわけでもないじやないかと思ひます。これは実情を調べなければわからぬことでもあります。

それから女教師がだん／＼高給になるといふやうな、年輩の方には辞職の勧告が行われるといふやうなお話でありましたが、これは実際はいろいろ／＼財政的な関係、それ／＼の地方団体における予算の関係等によつて、そういうことがあり得ると私は思ひます。しかしそれが妥当であるかどうかといふことになれば、これは人事権を持つておる教育委員会の良識によつて、公平に予算と合うやうに処置されるべきものであります。これを私もが事情をわきまえずに、いいとか悪いとかと批評することはできないのであります。

○辻委員長 小林君、わき道へそれているとは申し上げません。いずれも重要な教育上の問題でございますが、特に法案を中心にひとつ御質疑をお進めいただきたい。そうしてもうあなたおやりになりましたから一時間四十分ばかりになりますが、私、時間の制限もいたしておりますし、発言は尊重いたしますが、何でもしたら一休みします、おかわりになったらどうかと思いますが、ずっと続けておやりになりますか。

○小林進委員 委員長の御忠告はまことにありがたいですが、私の質問が、あるいは法案審議の総括質問からはずれておるとおっしゃるのであれば、その都度私は委員長の御忠告を受けたいと思うのです。あなたはこの委員会を統制しておるのでありますから、ある程度私はあなたの統制には服する義務があります。疲れているか疲れてないかということは、これは委員長、余分な御発言でありまして、私はいささかも疲れておりません。(笑聲)私の質問はまだちようど序の口に入つたばかりであります。また本論へは遠いのであります。私は非常に心身ともにさわやかになりつつありますから、その点は御心配なく、十分私の発言をお許し願いたいと思います。

○辻委員長 どうぞお進めください。○小林進委員 私はただいま委員長からのお話もありましたので、次にやや本論に近い方向へ近づいて行きたいと思ひます。この法案については、土曜日の公聴会の席上でも言われたのであります。わが日本のあらゆる言論機関といひますか、新聞社の中でこの法案を支持しておる新聞社は全国た

一社だけであつて、あとの新聞社は全部反対しておる。こういう明確な輿論の動向を示す公述人の発言があつたのであります。なおそのほか小学校長の会あるいは中学校校長会その他PTA、信濃教育会等あらゆる組織ある団体が全部あげて反対をいたしております。本日またわが新潟県から町村会の代表PTAの代表等が大挙して参りまして、反対運動をいたしております。その中にも大臣はこれをがんばつておられる。そのがんばつておられる大臣の頭脳の中には、文部省官僚特有の非常に片寄つた性格に基づく錯覚がある。こういう心理錯覚がなされておるのであります。私はこの大臣が性格的に錯覚を起しておられるというその点をやや解剖いたしまして、御質問を申し上げたいと思ひのであります。

ただ、その質問の前に、土曜日の読売新聞の金久保論説委員の公述の中にこういうことがあつた。これは重大問題であると思ひますから、特につけ加えて御質問するのであります。すけれども、宇治山田の日教組の大会にはスターリンの写真が玄関に掲げてあつた。それから日教組の本部に行くと、スターリンと毛沢東の写真が事務所の中に掲げてあるというのを大臣みずからがおつしやつた。こういうことを言う大臣云々という発言が金久保氏からあつたのですが、これは実際にあつたかないか、大臣がこういうことをおつしやつたのかどうか、ひとつお聞かせを願ひたいと思ひのであります。○大達国務大臣 金久保君ですか、この人にそういう話をしたかどうか、私は記憶をいたしません。ただそういうことを人に聞いたのです。日教組の

事務所にそういうものが飾つてあるという話は全然私は聞きません。宇治山田の大会のときに中共からのメッセージを読み上げ、スターリンの写真を飾つておつた、こういうことを聞いたのです。私は見たものではありませんが、それがほんとうともうそも言ひません。たゞ、昨年のいつでしたか、日教組の諸君が私に面会を申し入れられて会見をした際に、そういうことがあつたという話だが、ほんとうかということとは私は聞きませんでした。それだけのことであります。

○小林進委員 私はこの発言を非常に重大視いたしまして、はたして宇治山田の大会に日教組がスターリンの写真を掲げたかどうか、私は知る範圍において調査の手を差伸べました。同時に日教組の本部とかあるいは事務所にスターリンや毛沢東の写真が掲げてあるかどうか、これは私の秘書をすぐに飛ばして調査をさせました。そして質問をしたのであります。日教組の事務所の中にはスターリンや毛沢東の写真はございませんでした。これが大臣の発言だとすれば、人を陥れる重大な発言だと思ひます。私は事実かどうか知らないけれども、人から聞いた話だといふ。一國の大臣がそういう人づての話でもつてその組合の法人格あるいは個人の人格を徹底的に傷つけるような発言をされるなどということとは、私は実に言語同断なことだと思ひます。大臣はこれに對して事実を認められたのか、認められないのか、確かでないで、そういう発言をされて、事実上これがなかつた場合に、一体あなたはこれの重大な言葉に對してどれだけの責任を負われるか。宇治山田の方は、日教組の諸

君に聞いたなら、そんなことはないと言つておる。今、同僚の理事の松平君から調査の報告が私のところへ飛んで来たのですが、これによりまして、日教組の右の大会場に掲げてあつた写真は、スターリンの写真ではなしに、吉田茂の扁額である。これは大会前から学校で使用していたものであるというのです。いかに文部大臣あなたは日教組憎し憎しで、物事がみんな黄色に見えるといつても、吉田茂、あなたの親分の写真をスターリンの写真と間違えるまであなたは偏狭になられたのではないかと思います。この事実を一体いかにいたしますか、御答弁を願ひたいと思ひます。

○大達国務大臣 あなたは私が先ほどお答えしたことをよく聞いていらつしやらなかつたようであります。ちよつと聞いておつてください。私は宇治山田でスターリンの写真が掲げてあつたといふことをある人に聞いたのです。だから日教組の諸君が見えた場合に、宇治山田でスターリンの写真を、かけたといふ話ですがほんとうですかと、これは私が日教組に聞いたのです。そうしたら、ほんとうでないことだ、こういうことでした。そこで、それはむろんそうだろう、日本でやる会合だから、モスコでやるのじやないのだから、そういうことはないといふことは私もそう思つておつた。これだけのことであります。その後問もなく、何新聞だか忘れたが、何か論壇に小林武君が書かれた文章の中に、大達文部大臣は日教組の事務所にスターリンの写真をかけた、ある、こういうことを言つたといふことを、この新聞の小林君が署名した論文か何かのうちに書いてありまし

た。これはそんなことを小林君に言つた覚えはありません。私は小林君があられたところで、こういう話を聞いたがほんとうかといふことを聞いてみた。それだけのことだ。いわんや日教組の事務所にそれを掲げてあるなんということは言うはずはないのです。それをそういうふうには聞き違えて言われたんだと思ひます。日教組の事務所に掲げてあるといふことを私が金久保君に言うはずがない。これはあり得ないことではあります。その辺はどつちでもいいことだから、ばか／＼しいことだから、私は詮索しないだけであります。

○小林進委員 これは私は金久保氏の公述を聞いただけの話でございます。……(笑聲)公述人じやないか。正式にここで論じたわけでありまして、普通に聞いたのとは違ふ。ちやんとこの国会で万人注視の中で行つたことではありません。あなたに金久保君がどういふ往路でその話を聞かれたかといふことは、一応確めてみなければ、文部大臣と論争する筋合いのものではないでございせんので、この点は一応大臣の御答弁を了承いたしまして、はなはだ遺憾ながら御信頼を申し上げまして、私の質問を一応留保することにいたしました。

ただ先ほどスターリンの写真ではなしに吉田茂の写真と私は言ひましたが、吉田茂氏の書でございまして、書と写真はひとつ御訂正を願ひたいのであります。次に、これも私の意見であると、主観が入つて誤解を招くと悪いですが、これもある一つの著書の中から得た、文部官僚に対する、片寄つた性格の錯覚と称するこの批判を、私は率直

に謝み上げまして大臣の御答弁を願いたいと思ひます。『われ／＼が取上げた』のは、大達文相をはじめ、現在、文教の任にある人たちの持つたかたよつた性格であり、その官僚権力癖である。大臣、いいですか、あなたの片寄つた性格であり、その官僚権力癖である。田中次官官談として、これは毎日新聞の十五日付だが、『文部省の措置を逆行だと非難するのは外れだ。文部省といへども意味なく旧態の復活を図ることなどあり得ない』と。だが、これは一方的ない方であり、良識ある万人はだれもこの弁解を信じないであらう。『われわれは、日教組と共に個人としての人間の貴重な自由、考える自由、思想の自由を最後まで守るために、文部官僚の救われぬ偏見と戦わなくてはならない』、『文部省と日教組の間には、おたがいに「不信」とミゾがある。だが、現状を冷静に見ると、文部省はみづからの偏見に反省なく、民主主義のマスクをかぶり、法律の力では何とも出来ない範圍に介入し、きわめて陰險な態度で思想の自由を奪うための足がかりを作ろうとしているように思われる。純粋な教育活動をつづけ、七十年の歴史を持つた『信州教育会』までが奮起して『警官に教壇をふみにじられるな』と叫び、政治活動を封じようとする文部省案に反対しているのは、一例ではあるが、無反省な文部官僚に対する厳正な批判であらう。私はまさにこれは天来の声であると思ふのであります。『法律の力で思想の自由は断じて奪われぬ』あなたは今法律の力で、権力で、思想の自由を奪おうとしておられる。『法律の力で思想の自由は断じて奪われぬ』奪われたような

外観を呈するであらうが、人間生存の理由である『自由』は、必ず反発する。文部省は外見的な統制をめぐり、内在的なレジスタンスを増大させようといふのか。もしそうだとすれば驚くべき錯覚である。あなたは権力で人の思想を抑えて、心の中に一つの大きな反抗のうず巻を今より動かそうとしていて、あなたのきらいなフアショの勢力を内在からわき立たせるような大きな錯覚を侵しておいでになる。この点に對してひとつ忌憚ない御所見を承りたいと思ふのであります。

○大達國務大臣 これは説書の論議のようでありますが、この類のことは非常にたくさん印刷物あるいは演説等によつて言われておるようであります。これは私に対する批評が主であります。ただ悪口を言うことはさしつかえありませんが、おのずから常識上限度はあらうかと思ひます。

それから私が特にこういう類の世論といひますか、遺憾に思ひますことは、これをただ反動である、あるいは権力による弾圧であるという非常に強固な言葉で非難を浴びせるだけで、法律案自体についてどの点がどうだということの議論がちつとも行われぬ、中身をほつたらかしておいで、私どもからいうと中身とは全然違つた内容を前提としていわれる悪罵、批判が行われておる。これは私はあたり前の世論を喚起するゆゑんではないと思ふのであります。非常に遺憾と存じます。ただいふ、非難を受けることはこれは私の不徳のいたすところであつてやむを得ません。

○小林(進)委員 私は大臣の立場にと

つてあるいはそういうようなお考えが出て来るかもしれないと思ふ。今は大臣は護身でなく、やはり自分の日ごろ考へておられる不満をこゝですなおに陳述されたのであらうと私は思ふのであります。しかし、大臣の立場からはそういう法案に対して何ら具体的なことを述べないで非難攻撃しておるのではないかとおしやるが、同じことは立場をかえればわれ／＼の方からも言ひ得るのであります。先ほどから私はこれはど声を大にして質問しておる。日教組がそれほど一体政治の中立性を侵して偏向教育をやつてゐるか、最近の日教組の動向はどうかと、重大な問題でありますからお伺ひすれば、日教組の動向は知らない、研究してないとおなたはおしやる。一体あなたは教育に携つておる現在の教職員たちが願つておるほんとうの心からの願ひは何だと質問すれば、私はわからない、どんなボロ校舎の中でも教育はできるといふ。しかば一体この教育の二法案を必要とする偏向教育の実例はどうかといへば、まことにずさんきわまりない二十四の例を出して、このような例証がある、ほんの一例ではあるが、それだからこれが必要であるというようにことをおしやる。共産党が非常に日教組に影響力があるとおしやるから、しからばこの五十三万日教組の中に共産黨員がどれだけいて、どの地区でどれだけの活動をしているかという具体的な例を示せと言つたら、おれの範疇じやない、監視庁に聞けという。監視庁に聞けば、トータルは示すけれども内容は言えないという。われ／＼の方から言へば、この法律に示す具体的な例と具体的な研究が大臣の方には

何かでき上つておらなければならぬ。あなたは人を責めるには実に峻厳であるけれども、おのれを責めるには、あなたほど寛大な人はない。それではいけません。あなたが内務大臣のときにはそれでいいだろう、取締官のときにはそれでいいだろうけれども、いやくも教育行政をつかさどる、人格をもつて人を導こうとする文部大臣としては、そういうようなやり方はいけません。ほんとうにこういうような世論の批判にあなたが身を切られるように切ないならば、あなたみづからが、われわれの質問に對して、いさ少し寛大でなくちやならぬ、いさ少しつづでなくちやならぬと思ふのであります。

そういふようなことで私は非常に残念であります。あなたは、この文章は非常に偏狹であるとおしやる。あなたは人を非難するにもほどがあるとおしやつたが、これは決して一新聞の論調ではない。これは私は毎日と言つたが、あるいは読売新聞の間違ひであつたかもしれませぬ。とにかく二月十六日であります。しかしこの記事は私の考へとまったく同一であります。共感を感じる、私の意見と同じでありますから、私の意見になりかわつてこれを讀み上げたわけでありませぬ。私の意見と申し上げてもいいわけでありませぬ。がしから、大臣のおしやるように、読売新聞でもやはり発行部数三百萬、四百萬の全国に散らばつてゐる新聞の面々と信頼に關する重大問題である。世間の共感を呼ばなければならぬ。車夫馬丁の非難の言葉であるかのごとき、愚口であるかのごとき答弁をあなただけはなさなければならぬ。私はそれほど監視すべき論調じやないと思ふ。

大いに尊重すべき論調であると思ふのであります。あなたの性格の中には確かにこれがある。片寄つた性格、官僚の権力癖、偏見に反省なく、民主主義のマスクをかぶり、きわめて陰險な態度でいらつしやる。これはその通りです。しかも何ら反省のない、文部官僚の姿をそのまま現わしてゐる。

私はここで一言お伺ひしたいのであります。これは大臣、いやがらせじやないものでありますから、ひがまんて聞いてください。私はあなたが文部大臣でなく、ほかの経済大臣、通産大臣、大藏大臣、建設大臣であるならば、私は決してあなたの過去を人のいやみのように追究しようとは思ひません。ありますが、いさしくも教育に携る、人の人格を預かつて行く文部大臣という地位だけは、私はほかの経済大臣と同様に論ずるわけに行かぬ、こういうふうには考えますが、大臣はいかがであります。お答え願ひたいと思ひます。

○大達國務大臣 これは、私から答弁する限りじやありません。

○小林(進)委員 私はそう考へるのであります。偏狹の問題が出ましたからでありますけれども、大臣が経済大臣であるならば私は万智の拍手を送ります。あなた、あなたの剛毅にして片寄つた性格は、日本経済を持つて行くために確かに有用であるかもしれぬ。けれども、文部大臣としてあなたがその職につかれるといふことは、私はあなたに人格を疑わざるを得ない。あなたはかつて、ともかく戦争中は何といつても小磯内閣の内務大臣をやられたのですよ。(もうわかたつたよ)と呼ぶ者あり) わかつたじやない。いや、私は、こ

それはあなたが文部大臣だから言わして
もらいたい。私の気持ちも察してくれ。
私は決してへんばな気持ちで言っている
のじやない。文部大臣だから私は申し
上げる。いいですか。文部大臣をあれ
がやられたのは、——大正五年に東
大の政治学科をあなたは卒業なさつ
て……

○辻委員長 小林君、ちよつと本筋を
離れて行くようでありますから、本筋
におもひ願います。

○小林(進)委員 御注意を受けました
から、やります。これは教育の基本を
論ずる重大問題です。いやがらせじや
ない。こういう重大な教育の思想統一
を——あなたは思想の統一、取締りを
小磯総理大臣のときに、昭和十九年に
やつて来られた。思想の統一をして、
国民を叱咤激励して、戦争の中に突入
せしめた最高の責任者なんです。いい
ですか。その思想統一をして国民を暗
黒の世界に陥れたあなたが、今度その
反対に、思想を緩和して思想の自由を
与える方向に任務を全うせられるの
はいけいけれども、同じ歴史を今あなた
は繰返そうとしておる。あなたの生涯
を通じて二度もそんな悪逆なる行為を
して、それで一体あなたの生涯はよろ
しいのか。悪逆ですよ。思想の統一で
はありませんか、思想の取締りではあり
ませんか。しかもあなたは思想の偏向
だとか言っている。あなたは剛毅不遜
だといわれるが、あなたくらい気の小
さい、あなたくらい自信のない人はな
い。私は思っています。人とは見解
が違ふ。ただあなたは、官僚特有な、
時の権力に密着する一つの異常なる仰
経を持つていらつしやるのがあなたの
特徴である。戦時中にはあなたは東条

英機という時の権力者にだにのごとく
密着して、東条を背景にして国民を戦
争に突入せしめた。そうして戦争の訓
辞を与えている。(「逸脱している」と
呼ぶ者あり)逸脱ではない、重大な問
題です。そうして今度あなたは吉田内
閣のときにまわつて来て……

○辻委員長 小林君、再度申し上げま
すが、質問をなさつてくだい。

○小林(進)委員 質問ですよ、これは。
重大な質問です。

○辻委員長 前提が長過ぎます。
○小林(進)委員 質問に入りませんが、
そう言つては何だか、これが天野前文
部大臣であるとか、あるいはほかの教
育者だつたら私もほかの質問のやり方
があるが、少くとも、一回わが日本の
歴史を逆転したあなたのよごれた手に
よつて、こういう思想統一の二法案を
出して二回日本の教育をよごしてもら
いたくない。こういう法案をつくるの
には日本中であなたは一番不適任者で
ある。その不適任のあなたがこういう
法案をやるということは了承できな
い。まったく私は公憤をおくあたわさる
ものがあります。かつては戦争中に東
条内閣に密着したあなたが、今度は吉
田というワンマンに密着して、同じよ
うな官僚特有の臭覚をもつてこの法案
をつくらうとしている。何と云い訳し
てもだめです。喜んでゐるのは吉田さ
んだだけだ。あなたは、吉田を喜ばせれ
ば当分政治生命が続いて生活には困ら
ないというずるい考え方で、信
念も何もない。そういう考え方であな
たはこういう法案をつくらうとおられ
るのであります。(「そういう脱線したこ
とはだめだ」と呼ぶ者あり)脱線したこ
い。重ねて申し上げますが、あなた

は、こういう教育弾圧法を出しにな
るからには、過去のわが日本の歴史も
よくお調べになつてもらいたい。過去
の日本において、こういうような教育
を弾圧した法律をつくつた前例がある
のを御存じならばお教えを願いたい
と思ひます。

○大達國務大臣 長々と私の個人的な
問題についてお話になりましたが、私
は、さうなでたらめな御批評は全部
御返却を申し上げます。

それから、こういう法律案の前例が
あるかということでありますが、これ
はありません。

○小林(進)委員 私はでたらめじやな
いと思う。いやしくも教育の統制法を
つくらうというあなたが、戦時中に内
務大臣をやつたことも事実だ、取締り
法規を強化したことも事実だ、思想を
統一したことも事実だ。その前歴を有
するあなたが、そのために負けたわが
日本が、反省のために一切の取締り法
規を放棄して民主主義をつくり上げる
という岐路に立つた今日、また再びこ
れを逆行せしめているじやないか。こ
の法律をつくるのは逆コースである。
あなたがそれに對して適任者だとい
うような考え方があつたことは言語道
断と私は思ふ。

「本論に入れ、そういうまぐら言
葉をべちや／＼やつていてはだめ
だ、委員長注意してください」と
呼ぶ者あり」

○辻委員長 何度も注意いたしてお
ります。

「やちやうだ」と呼び、その他発
言する者多し」

○辻委員長 お静かに願います。
小林君、法案そのものについて御質

問をなさつてくだい。御質問になる
にはいろいろ前提もありましようけれ
ども、あなたはまるで前提ばかりで法
案に対する御質問が少いように思ひま
すから、もう少し本論に入つてくだ
さい。

○小林(進)委員 わが日本の過去の歴
史においては、やはり教育の思想を弾
圧した事例がありますよ。私は法律を
言つてゐるのではない。弾圧の歴史が
ある。私みずからその経験があるか
ら申し上げる。私は思ひつきを言つて
ゐるのではない。いいですか。土目曜
にここへ公述に來られた京都大学の学
長をやつておられるあの瀧川さんが、
昭和八年、時の文部大臣は鳩山一郎氏
だ、あなたも御存じでしょう。そのと
きに彼は義務教育学校の教育の内容に
ついて弾劾したのではない。大学の教
育について弾劾をした。今の日教組じ
やないが、瀧川幸辰氏が刑法学者とし
て発表した刑法学の中における内乱
罪、それから姦通罪、姦通罪は社会的
非難にまかしておく方がよろしい、内
乱罪は勝てば官軍、負ければ賊軍だか
ら、こんなものは刑法は挿入すべきじ
やないという二つの学説を出した。そ
れが時の官僚によろしくないというの
でにくしみを受けて、そして官僚の勢
力に押されて、時の文部大臣鳩山さん
が現京都大学学長瀧川幸辰氏の醜首を
命じた。命じたとき全国の学生が全部
騒いだ。輿論も沸騰した。大学の自由、
学問の自由と研究の自由を干渉するの
か、文部大臣はそれほどまでの干渉権
限がないという全国的な大問題が起き
た。そのときは私も被害者の一人だか
らよく知つてゐるのであります。私は
そのときはまだ在学中であつた。昭和

八年七月一日本郷の仏教会館に全国の
文化大学の学生を集めて、私が主
権をして、学問の自由と研究の自由を
糾弾する時の文部大臣鳩山一郎は即時
辭職せよという勧告文を私が読み上げ
ている際中に、ちよつとあなたが支配
しておりました取締り官憲、本富士署
の警官が全部白い洋服を着て二百名も
來てゐる。われ／＼代表は黒一色で四
百名くらい。私が文部大臣の辭職勧告
文を讀んでいるときにそのまま本富士
署へ連れて行かれて、そしてたらいま
わしにあつた。私は悲惨な経験をした。
けれども弾圧した文部大臣は一体どう
だつた。これがしかも十二年たつた終戦
直後に、あやうや自由党をつくりな
がらあの教育に対する弾圧が遂に鳩
山総裁をして、總理大臣から追放せし
めて、とう／＼今日はどうも足が動か
ないというやうな形になつて總理大臣
の地位を失つた。このやうに重大な教
育の自由の剝奪にあつておる。いわば
大学の教育の自由の剝奪にあつて、干渉
にあつておる。しかもあのときに文部
大臣は大学の教授の首を切る権限がな
いにもかかわらず、当時のわが日本の
ファシヨ勢力衝動とか、森田とか、あな
たの大すきな右翼の学者等を前線にし
て、貴族院からこれを庄迫する声が出
て、遂にそれに追われて不当に首を切
られた瀧川幸辰氏は今をときめく京都
大学の学長だ。そういうわれ／＼は過
去の歴史を知つてゐる。そういう弾圧
の歴史の中に私みずから——本富士
署へ行つてくだい、私が締めつけられ
、痛めつけられた記録がおそらくま
だあるはずだ。そういう悲惨な事実を
われ／＼は経験しているが、いつでも
思想や学問を弾圧した者の末路は氣の

毒なものだ。弾圧せられた被害者が学
長になり総長になりしている。この鳩
山一郎の過去の姿が未来の大達何某の
姿にならぬとだが一体保証するか。
そういうような教育を弾圧する経歴を
再びあなたにやらしたくないから私は
言うのだ。滝川幸辰弾圧の問題につい
てあなたの御所見をひとつ承りたい。

○大達国務大臣 あなたが苦勞された
のは軍人時代だけと思つたら学生時代
も大分苦勞されたやうで、その点は同
情にたえませんか。あなたはこの法律案
を教育を弾圧するものである、こうい
う前提のもとに、前例があるさつき
おつしやつたのは、弾圧の前例があつ
たという意味でお聞きになるのなら
ば、私はこの法律は教育を弾圧するな
どとはとてもないことだと思つてお
ります。それで滝川博士のことをおつ
しやいましたが、これは何にもこの法
律案と関係のないことであります。

○小林(進)委員 この法律が教育の重
大なる弾圧であるということは、私だ
けが言つてゐるのではない。ここに矢
内原忠雄氏の論文がありますから、こ
れも私はひとつ参考までに申し上げて
おく。みなこれは私の意見でありま
す。矢内原さんが私の意見を盗んだよ
うに私の言うことを言つておられる。
観論と言われながら、私はこれを主体
にして御質問を申し上げる。

一体教職員の自主性とは何ぞ。私は
いよ／＼徐々にも本論に入りますが、ま
ず第一に、あなたが「教育二法案のね
らい」と称して「矢内原東大総長に反
論」という見出しで、これが二十九
年の二月二十二日でありましたか、読
者新聞で連載されて、「偏つた教育防

ぐ」「ためにする反対論は遺憾」であ
るという見出しであります。それが載
つておる。その中に私はこの文章を読
んで非常に多くの疑点を持つておる。

その疑点の一つ申し上げますが、第一
には先ほど御質問したのとやや重複し
ますが、「政治に対する良識による判
断力を阻害するものとして、嚴重に排
除せらるべきである。ことに純白なる
児童の脳裏に政治的にかたよつた素地
が植へつけられることは、児童らの将
來を政治的に方向づけることであつ
て、私は、これくらい罪の深いことはな
いと思ふ。」こういうことをあなたはま
ず第一に言つておられるのであります
が、今日純白な児童の頭脳を侵してお
るものは一体何であるか、これをひとつ
私はお尋ねしたいのであります。今日
児童の純白な頭脳を墨黒々と荒してい
るものは何であるか、私は聞きたいの
であります。

○大達国務大臣 今日私どもの認識で
は、学校教育の場において一方的に片
寄つた政治的主張を児童に印するがこ
とき教育は行われておりません、かよ
うに思つております。

○小林(進)委員 私はその片寄つた教
育の事例としてはどんなものがあるか
というところで、先ほど山口日記を
一つ／＼繰返してお尋ねいたしました
けれども、遂にあなたの的確な回答を
得なかつた。私はあなたの最も重点と
せられてゐるこの純白な児童の頭脳、脳裏
を侵してゐるものは、今日の教職員や
日教組のいわゆる偏向の教育ではな
い。具体的な例を一つも私は知ること
ができない。私はそれを知るために苦
勞している。私が具体的な例を示して
もらいたいと言ふと、あなたは山口日

記だといつて、具体的な例はないけれ
ども、總體的にみると偏向教育の方向
に行くだろう、こういう抽象論で逃げ
ておられる。いやしくも人の権利を剝
奪するやうな重大なる法案を出すにあ
たつて、具体的な例も示さないで、そ
ういうやうなくつを言われる。この
文章は私は非常にごまかしがあると思
う。

次に私はお伺ひいたしますが、これ
はあなたのおつしやる法案の説明文で
ありますからお伺ひする。「公務の執
行についての最小限度の要請である。
もし公務の処理が、これを担当する公
務員の恣意にしたがつて行われるとす
れば、それは実質的に国家活動または
公共団体活動の崩壊を意味するものと
いふなければならぬ。この点を保障
するための現行法制は、直接の個々の
場合における具体的公務の処理その
ものを対象として禁止、制限を加える
方法をさけて、公務員個人の政治的行
為に制限を加へ、公務員をして政治的
中立の立場を保たしめることによつ
て、その公務の適正なる処理を期待す
る方法をとつてゐるのであつて、特別
職を除く一切の公務員は現にこの制限
に服してゐるのである。」このあなたの
主張は一体正しいとお考えになつてい
るかどうか、お伺ひしたいのであり
ます。

○大達国務大臣 自分で正しくないと
思うものを書くわけはありません。
○辻委員 小林君、ちよつと申し上げ
ますが、あなたは今非常に精神さ
わやかで調子が乗つておると仰せにな
りますから、御用意なさつたその御質
問をすうとおやりいただきだと思ひ
ますが、時間も相当来ておりますの

で、なるべく質問の中心を何していた
だきますように、せつかく御用意くだ
さつた御質問だけはききよう終りたいと
思いますから、どうぞひとつお願い
いたします。

○小林(進)委員 御注意に従いまし
て、しごく要を得て、本論に入つて質
問したいと思ふのであります。今、
今の文部大臣は教職員といふものを一
般公務員と同様にお考えになつてお
る。これは土曜日の公述人の中からも
その意見が出ましたが、一般の公務員
あるいは一般の官吏といふものは、政
府で決定いたしました方針がきまれ
ば、いざ行政の中立性といひます
か、従属性といひますか、その中立性、
従属性に従つて、一旦きめた国の方針
に従つて、それを正しく無批判に実行
するというのが、一般官吏、一般公務
員の正しいあり方ではないでしょうか。
けれども、私は教職員の公務員の立場
は、政府の方針や、きまつた国の決定
事項に対して盲目的に追隨するものが教
職員ではないと思ふ。その決定せられ
たことを自由に批判し、これを客観的
にながめて、それを導いて行くのが私は
教育公務員の特別の任務ではないかと
思ふ。大臣のこの主張は、一般公務員も
教職員公務員も、國家の決定事項に対
してはともに平等でなくてはならぬとい
うやうな話をせられておりますけれど
も、そこにどういふ法律を出される大
臣の大きな間違があるのではなからう
か。私は公務員としての教職員には、
常に政治的に、あるいは國家の決定事
項に対してある程度客観的に見、しか
もこれを批判的に見る自由が与えられ
なければならぬと思ふ。この私の主
張に対して大臣は一体どうお考えにな

るか、伺つておきたいと思ひます。
○大達国務大臣 私もその通りに考え
ております。また一般の公務員も、政府
の都合のよいように働くのがあたりま
えだとは思つておりません。

○小林(進)委員 次に私はお伺ひいた
したいのであります。大臣は「こ
の場合、特に指摘したいことは」とい
うことで、「制限せられる政治的行為
の範囲は一定の局限せられた行為だけ
である。例えば選挙運動とか政黨の役
員になるとか、特に政治に深入りする
やうな行為に限定されているのであつ
て、政黨に入黨する等のことはさしつ
かえないことであり、殊に世間に伝え
られてゐるやうに、一切の政治的意見
をいうことができなくなるといふやう
なことのないのはもちろんである。」こ
ういふやうなことが言われてゐるので
あります。この法律によつて、一部分の政治活動を制限するにと
どまるものであるかどうか、私はこの
点をお伺ひしたいと思ふ。いわず
の三十六条第二項に基いて人事院規則
を遵守しなければならぬ。人事院規
則によつて縛られてゐる。あの人事院
規則をわれ／＼がながめてみれば――
また各論のときに私はいろいろ／＼詳しく
お尋ねを申し上げたいと思つてゐる
が、むしろあの人事院規則をおつかぶ
せられた教職員諸君の政治的自由は一
体どこにあるか。われ／＼は政治的自由
を教へ上げるのに苦勞する。何もで
きないやうにでき上つてゐるじやない
か。それを大臣はこの文章では、單
一の部分的な制限にすぎないといふこと
を言われているのであります。これは
一体良心的に言われているのかどう
か。ほんとうに良心に堪へないなら

ば、しからばこの法律や人事院規則をおつかせられておられるところの教職員はどれだけの自由を持つておられるか、ひとつ簡潔書きにお聞かせ願いたい。

○大達國務大臣 これは人事院規則を知らなければならぬことであり、手近に申し上げますと、今日国家公務員として人事院規則の適用を受けているはずの大学の教授矢内原君にしても、その他の人々にしても現にこの問題についてきわめて活潑な意見を述べておられる。これは人事院規則で拘束せられていないからであります。これが何よりの証拠であります。

○小林(進)委員 大臣は、今の人事院規則によつて、国家公務員あるいは国立大学の諸君が自由に政治活動をしていてはならないか、こういうようなことを言われているのであります。これを對しては、矢内原議長がその点を的確に指摘せられておられる文章がここにあります。昭和二十九年二月二十四日の読売新聞に「現在、国立学校の教員は国家公務員法及び人事院規則によつて、政治的行為について厳重な制限を受けている。もしこれらの法令を厳格に適用するならば、教員の思想の自由は窒息して、教育、ことに政治上の問題に関する教育はほとんど行われなくなるであろう。それ故に「教育に従事する者の職務と責任の特殊性にかんがみ」るならば、現行の国家公務員法及び人事院規則による政治的行為の制限を教育公務員に対してはゆるめるといふ方向にむかつて改正することが正しいのである。」これであり。大臣はいですか、あなたは今人事院規則あるいは国家公務員法があつても、大学の先生たちは自由に政治活動していると

おっしゃる。これはしかし黙認といひますか、またその弊害が出ておられないから、そのまま放任しているという形のものである。いわばこの人事院規則はまた仮死の状態に眠つてゐる。けれどもこの恐るべき法律がある限り、あなた方がこれを発動させた場合には、いふゆるこでいう厳格にこれを行つた場合には、一つの政治活動もできなくなる。だからこの法律を厳正に行うか、緩慢に行うか、今のうちに必要がない場合にはこれを眠らしておいて、あなたのような詭弁を弄して、この法律があつたつてきしつかえなく政治活動を行つておられるじやないか、そういうような言ひのされをされる材料にはなつてゐるが、時代が進んで行つてこれを厳格にやつたら、窒息する以外はないのであります。これを一体どうお考えになるか、承りたいのであります。

○大達國務大臣 はなはだ失礼であります。私は人事院規則そのものについて、あなたになつていただきたいと思つてゐる。あなたは矢内原君の論文を議論の元としておられるのであります。問題は人事院規則であるから、人事院規則をよく知らなければ、これは一番はつきりする。人事院規則は特定の政見を支持したり、あるいはこれに反對するといふような目的をもつて一定の政治行為をする場合を規律したものが大部分であります。矢内原君がその議長の地位から見て、今日人事院規則が仮死の状態にある、あるいは厳格に適用されておらぬといふことを奇貨として、人事院規則に違反するやうな言動をされるはずはない。東大の議長ともある人が、そういうことをすると私は考え

たくない。だから矢内原君の言われたことそれ自体、教員を窒息させるとかなんとかいふやうなことは、まづたつた。もしそうでないといふことを申し上げた。君はみづから国家公務員の地位にいらっしゃるが、人事院規則を司直の手で厳格に発動されないといふことを奇貨として、承知の上で人事院規則に違反することをやつておられる、こういう結論になります。私はそれは思いません。

○小林(進)委員 文部大臣の今言われたことは、私ははなはだ詭弁であると思つておられます。日にちを忘れまして、この人事院規則については社会党の左の野原君が質問をいたしました。そのときあなたはその人事院規則の内部については私は知らない、こういうやうな答弁をされたことがあつた。私はあとで速記を讀みます。そのときあなたに不適當な発言なので、私は議事進行に名をかりて関連質問をやるつもりで委員長の名前を呼んだが、委員長は発言を許さなかつた。私はそのままで終つたのであります。あのときあなたの答弁は今でもある。この法律が施行されると、好むと好まざるにかかわらず、教職員諸君はこの人事院規則の第五条、第六条によつて縛られる、あらゆる権利を剝奪されるこの法律に對して、あなたはそれを専門じやないから知らぬ、こういうやうな答弁をしてゐる。自分のもとにある五十三万人の教職員諸君が、この法律をやればその規則に縛られる、その法律を的確に知らぬといふやうな答弁をあなたはしておられた。この五条、六条を私は何日研究したかわからない。しかしどこに一体政治活動の自由を許

してゐる範囲があるか。第一あなたはこの規則を知らぬなどという答弁は不見識きわまる。知つてゐるのか知らぬのか、説明がつくのかつかぬのか、それを承りたい。

○大達國務大臣 私は人事院規則を知らぬなどといふことを申し上げた覚えはありません。ただ人事院規則について有権的な解釈をする立場を持つてゐるのは、これは人事院であります。これを申し上げたのであります。私は知らぬなどとは申し上げません。しかし人事院規則というものは人事院の規則でありますから、それに対して有権的な解釈をする立場は人事院自体であります。そしてそれになつて告発されるとかなんとかいふ場合には、その解釈は裁判所がするであらう。しかしながら行政庁としては人事院が有権的な解釈をする立場である、こういうことを申し上げたのであつて、人事院規則を知らないなどと言つた覚えはありません。あなたは人事院規則の解釈は矢内原君が有権的な解釈をされるやうにお考えになつておられるやうであります。私は人事院が有権的な解釈をするものである、かように考へております。

○小林(進)委員 有権的な解釈といふのは私はどういふ意味か知らぬのであります。有権といふのは權威があるといふ意味なのかもしれませんが、なるべくひとつ口語で新しい文語体でお話願ひたい。そういう古典的言葉では解釈に苦しまざるを得ないのであります。それはそれによつてしましても、委員長、今理事諸君の方から今日の理事会の申合せは五時に委員会をとる約束であつたがという通達を受けてゐるの

であります。私の質問はこれで終つていないのであります。あるいはまた明日質問の継続を委員長が許されるならば、私は継続いたします。

○辻委員長 ちよつとお待ちください。大体五時見当に終らうといふやうな申合せはなされたいたしました。しかし今日は始まつた時刻もおそろひでございます。なお先ほど私が、あなたが一時四十分をおやりになりましたときに御相談を申し上げようといひましたところが、今一番調子が出ておつて、大いにその質問の材料もそろえておる、これから本格的にやるのだと仰せになりましたから、多少時間はおそくなりまして、願わくはあなたの御質問を続行していただきたいと存じます。但し理事のお方の間においてさういふお打合せが今できましてならばそれは別でございますが、それでない限りは続行していただきたいというのが委員長の希望であります。ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕
○辻委員長 速記を始めて。本日はこの程度で散会いたします。
午後五時四十一分散会